

155-参-総務委員会-6号 平成14年11月19日

※補正予算案、骨太の方針、電子政府事業等について質問

○辻泰弘君 民主党・新緑風会、辻泰弘でございます。

まず、基本的なことから御質問申し上げたいと思います。

二〇〇二年度の補正予算について、十二月十日に規模、概略をまとめ、来年度予算案とともに年末に決定と言われているわけでございます。そして、来年一月の通常国会冒頭に提出するということになっているわけでございますが、片山大臣は、十一月十五日の記者会見で、補正予算について公共事業でも必要なものは検討対象になると指摘されるとともに、地方自治体のIT網整備などのインフラ整備は新しい形の公共事業だとの見方を示しておられます。

総務大臣は、補正予算において情報技術網の整備のためにどのように対処していかれるおつもりなのか、お伺いしたいと思います。

○国務大臣（片山虎之助君） 今、辻委員言われましたようなことは記者会見で申しました。

実は、この間の経済財政諮問会議でも申し上げたんですが、国、地方を通じまして三兆を超える税収に穴が空くんですね。これは恐らく歳入欠陥ですから、補正予算で手当てせざるを得ませんし、それから不良債権の処理を加速するんならセーフティーネット、いわゆるセーフティーネットの整備というのは不可欠だし、この際、景気がこういう状況なのはやっぱり需給ギャップがある、需要が足りないんだ、需要喚起と、こういう議論もありますからね。

そこで、どう考えるかということは、これから最終的な方針が固まると思いますけれども、私は今日の閣議のときにも、まあこの国会はもう間に合わないんですよ、物理的に。出すんなら次の通常国会なんで、そうなると十五か月予算という考え方でやったらいいと、十五か月予算。そこで補正の方にどのくらい組む、当初の方にどのくらい組むというのは、これは正に高度の政治判断ですね。

そういうことの中で、私は将来どうしてもやらなきゃいかぬものはこの際やるという考えがあってもいいよと。その一つは地方のITのネットワーク整備、インフラ整備であると。これは公共事業か公共事業じゃないか、議論があるんですけども、新しい形の公共事業と考えてもいいじゃないかと。あるいは、これはほかの省の所管ですけども、環境やリサイクルについても考えてもいいではないか、廃棄物処理ですよ。あるいは、今の小中の校舎なんかで耐震上問題があるようなものが本当にあるとすれば、そういうことだ

って考えてもいいではないかと。

これはただ私の私見でございます、政府としてはこれから十分な議論の上で最終的な補正予算なり来年度当初予算の編成の方針を決めていく、こういうことになるのではないかと考えております。

○辻泰弘君 そういたしますと、概算要求で要求されているものを前倒し的なことはあり得るんでしょうが、その概算要求で要求された以上のことも、以外のこともやっていくこともあるということになりますか。

○国務大臣（片山虎之助君） 来年度の予算は概算要求して今いろいろ財務省とやっておりますが、補正予算についてはまだ政府の方針、決まっておりますので、この方は出しておりませんので、私は自分の考えとして場合によっては前倒しもあるなど、こういうふうには思っております。

○辻泰弘君 次に、今年の六月二十五日閣議決定の「経済財政運営と構造改革に関する基本方針二〇〇二」、いわゆる骨太の方針第二弾でございますが、この中の指摘に関連してお伺いしたいと思います。

一つは、「産業力強化のためのIT化推進」という項目の中でこういう指摘がございます。「日本の特徴を生かした移動型（モバイル）、どこでも型（ユビキタス）のIT社会を構築する。」という方針が示されているわけでございますが、ここで言われているところの日本の特徴とは何か、そしてそれをどう生かすのか、御説明いただきたいと思っております。

○政府参考人（高原耕三君） 今、先生おっしゃいましたように、この六月に経済財政運営と構造改革に関する基本方針二〇〇二というのが出されました。この中で六つの戦略が挙げられておまして、ほとんど情報通信がその中に入っておりますが、この六つの一つに技術力戦略というのがございます。

この中で、産業力強化のためのIT戦略として、今おっしゃいましたようなモバイルあるいはユビキタスのIT社会を構築するというふうにされております。これは、我が国に優位性のある両分野の技術分野に資源を集中することで欧米の後追いでない我が国の特徴を生かしたIT化を推進しようという趣旨でございます。特に、携帯電話は今七千三百万加入ぐらいございまして、この七二%がインターネット対応ということで、これは世界一の対応率でございます。また、テレビや冷蔵庫などの家庭の電気製品を中心に、あらゆるものがこれからネットワーク化されようという動きになっておまして、要するに国民がどこでもネットワークにアクセスできるようになるうとしておまして、これをユビキタス型IT社会、あるいはその前段の方は移動型IT社会というふうに言っております。

技術的にも、携帯電話あるいは光通信、情報通信端末など、非常にこの辺の分野は欧米

よりかなり優れた技術分野でございます。このような分野の関連技術を大きく伸ばすことによりまして、我が国の優位性を確保できるというふうに考えております。

総務省としても、この移動型 I T 社会関連の技術としては、超広帯域移動通信伝送技術、あるいはソフトウェア無線技術、どこでも型 I T 社会、これはユビキタスですが、このユビキタス型の関連技術開発としては、超小型チップネットワーク技術、あるいはユビキタスネットワーク認証エージェント技術といったようなものの研究開発を積極的に進めていくことで、我が国の得意分野として更にこういう分野を伸ばしていきたいというふうに考えておるところでございます。

○辻泰弘君 もう一つ、いわゆる骨太の方針第二弾の中の指摘に関連してお伺いしたいんですが、電子政府等の推進という項目の中で、こういう指摘がございます。国民の利便性向上の観点から、電子政府、電子自治体等公的部門の電子化を推進する際には同時に事務を合理化するという方針が盛り込まれているわけでございます。特に強調されているように思うわけですが、この事務の合理化というものはどのような事務をどのように合理化するというをお考えなのか、具体的な例示をお示しいただきつつ御説明いただければと思います。

○政府参考人（大野慎一君） 具体的に申し上げますと、行政手続のオンライン化の実施に合わせまして、まず輸出入手続と港湾への入出港手続、そして自動車の保有関係、これに係る手続につきまして、一回の申請で処理を完了いたしますいわゆるワンストップサービス、これにつきまして実現を図りたいと。二点目でございますが、登記簿の謄抄本あるいは有価証券の報告書や、先ほど来出ております住民票の添付でございますね、写しの添付、こういった様々な添付書類の省略なり廃止、まあ正副二通出せと、こういったこともありますので、そういったものを廃止すると。それからさらに、内部的には電子決裁でありますとか様々な許認可の審査、こういったものの支援のデータベースなどの活用によりまして、決裁なり審査事務をフローを変えて迅速化すると。こういった三つのタイプのことを考えております。

○辻泰弘君 以下、三つの法案のそれぞれに関連してお伺いしたいと思います。

まず、今回のオンライン化法案についてでございますけれども、同法案におきましては二〇〇三年度までに約五万二千件の行政手続のオンライン化実施が目標とされているわけでございます。そのうち二〇〇二年度には、国の手続、約六千七百手続のオンライン化が予定されているというわけでございます。開始までには政省令の準備などが必要だと考えられるわけでございますが、どのような手順を経て、いつごろに開始されるのか、めどをお示しいただきたいと思っております。

○政府参考人（大野慎一君） この、今御審議をお願いいたしておりますいわゆる行政手続オンライン化法案でございますが、「公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。」と、こうなっておりますが、施行のためには併せまして、今、議員御指摘のように、施行令でありますとか主務省令等を定める必要がございます。そして、国民の方々に一定の期間やっぱり周知期間を設けていただいて知っていただくということが必要でございますので、どうしても前倒しをしても作業的には年度内のぎりぎりになってしまうのではないかと、二月なり三月になってしまうのではないかと思っておりますが、できるだけ早く、既に六千七百手続を今年度中にとっておりますので作業を進めたいと思っております。

○辻泰弘君 今回の行政手続のオンライン化が二月、三月ということをおっしゃいましたけれども、開始された後、来年の八月までの間にインターネットでの申請、届出が実際に行われるケースというものは、法人、個人それぞれについてどのようなものが考えられるでしょうか。

○政府参考人（大野慎一君） 各省でアクションプランを作っていただいておりますけれども、これは先ほどの六千七百手続もそうでございますが、残り十五年度では大体六千手続ぐらいが国の部分であるわけですが、これは年度区分でやっております個別の月次のやつではやっていないので、なかなか具体的にどういうふうな感じになるかというのがそれぞれ明定しにくいところがございますけれども、先ほど来申し上げておりますように、六千七百の中には、例えば道路の占用許可申請でありますとか有価証券の届出とか、こういった法人とか事業者を対象にしたものがまずは手続をオンライン化するものでは多いというふうになっておりますので、こういったものが先に進んでいくということでございます。

○辻泰弘君 個人についてもあるとお聞きしておりますけれども、その点について御説明ください。

○政府参考人（大野慎一君） 個人の場合でいいますと、例えば恩給を受け取っておられる方々の住所変更の届出、これが必要でございます。それから、気象予報士の登録などの場合にその手続をオンライン化するというふう聞いております。

○辻泰弘君 電子署名、電子証明書のやつはまだ動かないわけですから、その場合の本人確認はどうなっているのでしょうか。民間の認証機関における本人確認ですね、それがどうなっているか御説明ください。

○政府参考人（稲村公望君） お答え申し上げます。

平成十三年四月から施行されております電子署名及び認証業務に関する法律では、認証業務につきまして、電子証明書を発行する際の本人確認方法や説明などは、一定の水準を満足することを国が認定できる任意的な認定制度を導入しまして本人確認等の信頼性を判断する目安を提供しているところでございますが、この制度におきましては、認定認証業務におきまして利用者の本人確認方法といたしまして、運転免許証など公的機関が発行した写真付きの文書の提示と、利用申込書に押印されました印鑑の印鑑登録証明書の提出、三番目になりますが、本人限定受取郵便を用いた方法と、そしてこれらと同等なものとして主務大臣が認めるものということで、電子署名法の施行規則において定められているところでございます。

○辻泰弘君 私は、この民間の認証局における本人確認というのが十分なされているのかどうか、そこが非常に疑問に思うわけでございます。

公的機関であれば、例えば今おっしゃったように、運転免許証とかあるいはパスポートとか写真が付いている証明書というのは必ずしも持たなきゃいけないというわけじゃないわけでございますので、複数の、住民票とか健康保険証とかいろいろ合わせ技でやるということもあり得るのかもしれませんが、その場合、公的機関であれば、書面に係る原簿データに記録されている本人に関する事項について適宜質問しというような指摘もありますが、そういうことでカバーし得ると思うんですが、民間の認証局においてはそういうものは持っているはずがないわけですから、そういう意味において、このところでの本人確認というものは非常にある意味ではルーズになっているんじゃないかと心配に思うんですけれども、いかがでしょうか。

○政府参考人（稲村公望君） 御案内のとおり、認証業務につきましては、諸外国におきましても民間業者が一定の社会的な信頼を得てビジネスを行っているところでございます。

私どもとしましては、一つの主体に限らず、多様な主体が認証業務を提供していくことはサービスの選択肢が広がるということでございまして、そのところが先ほど申し上げましたように任意的な認定制度を導入して本人確認等の信頼性を判断するというところでございますが、今後、公的機関のサービスが、すれば、いろいろ多様性が拡大されまして、大変望ましいものになると考えているところでございます。

○辻泰弘君 サービスの選択の拡大とかそういうこととは事の本質が違うと思います。本人確認がしっかりなされているかどうかという問題でございまして、この部分が民間の認証局における本人確認というのは現行しっかりやられているのかどうかということは、私非常に心もとない思いをいたしまして、御説明をいただいたときも御指摘申し上げたんですが、そこははっきり言いましてちょっと問題で、この部分がしっかりしていないと動

かしているのかなと率直に思ったわけでございます。大臣、大変大事なポイントだと思うんですけども、いかがでございましょう。

○政府参考人（大野慎一君） 今の御指摘の点もございますので、実は私どもの公的個人認証システム、電子証明書は本人確認を市町村の窓口でやって、これを知事名義で電子証明書を出すという、これが公的個人認証システムなんですけど、この知事名義の電子証明書を先ほどの民間の認証業務をやる特定認証業者が活用できる仕組みを法律上考えておまして、そうなりますと、民間の認証局は公的な個人認証における電子証明書を活用した上で更なる例えば属性を認証するようなサービスというものを展開できる可能性が出てくるということで、私どもは、今、議員御懸念のような点も私どもの公的個人認証ができれば解消できるのではないかというふうに思っております。

○辻泰弘君 今おっしゃったのはこれからのことでございますね。現行、もう既になされているわけですね。民間認証局の本人確認はもう既にやられているわけですね。そして、八月から電子証明書が動くという場合に、そこもお聞きしたいところではありますけれども、この今の民間認証局による本人確認というものをそのまま準用するといいますか、そのままですってしてしまうのか、そこでもう一遍仕切り直しをして電子証明書を持ってもらうのか、そこもあると思うんですけども、いずれにしても今の状態というのは非常に私は心もとないと思うんですけども、いかがですか。

○国務大臣（片山虎之助君） 辻委員の心配は私もよく分かります。写真付きで、これは写真も古い写真だと顔が変わる人がおりますから、だからそういう意味で今ここでそういう意味でのあれを施行規則で決めておるんではしょうが、電子署名法で、今説明したようなことで決めておりますけれども、これを更に厳重にチェックできるような方法がどういう方法があるのか。この法律は、私どもの方と、総務省と法務省と経済産業省の三省共管なんです。そこで、その省令で、施行規則で決めているんですよ、今言いましたように。だから、より厳重なチェックの方法があるかどうか、少し検討をしてみます、早急に。

ただ、公的な個人認証の仕組みができれば、辻委員、これは今、大野統括官が言ったように、私はそれがベースになれば安心だと、こういうふうに思っておりますけれども、それまでの間についての、今の方法を続けるのがいいのかどうか、もう少しいろんな工夫があるのかどうか、少し検討してみたいと思います。

○辻泰弘君 要は二月、三月のときまでにかっちりしたものを作ろうと、こういう理解でよろしいですか。

○国務大臣（片山虎之助君） そうでございまして、行政取引オンライン三法を通してい

ただけるといふ前提でもございますが、現行はそれで今やっているんですよね、現行は、電子署名法で。だから、早い時期に、このままでいいのか、新しい工夫が要るのかどうか、それは検討して方向を見定めたいと思っております。

○辻泰弘君 今の問題、さっき申し上げましたように、今の民間認証局による本人確認で動くわけですが、八月といいますから電子証明書ができた段階でもう一遍仕切り直しをするのかどうかはいかがですか。

○国務大臣（片山虎之助君） あれでしょう、電子証明書の今の仕組みは動いているんですね。今回の公的認証システムは、我々としてはこの国会で通していただきたい。施行は恐らく一月の下旬か二月の初めぐらいになると。八月は住基の第二次稼働の話ですから。だから、私が言っているのは、できるだけ、今は民間の認証局によるあれしかないものですから、これについては早急にちょっと検討してみましょと、こういうふうに申し上げているわけでありませう。

○辻泰弘君 要は、電子証明書を新たに持つていただくことになるのかということですか。

○政府参考人（大野慎一君） 大臣が申し上げましたように、公的個人認証によりませう電子証明書、これは知事が発行するものでございませうが、これは法案通った上でシステムの開発の準備をしなければならませうので、早くても、今からやってもどうしても十五年度の秋口とかあるいは十五年の後半になってしまう可能性もございませう。これはそう簡単にはできないものでございませうして、大々的なシステム開発をしなければならませうものですから、今直ちに法案が施行されても提供できるというものではございませう。

○辻泰弘君 先ほど大野政策統括官、ID、パスワードを使うやり方もあるという御説明ございましたね。これも、この場合の本人確認も少し疑問に思うところもあるんですけれども、ここは大丈夫なんでしょうか。

○政府参考人（大野慎一君） 私どもは、オンライン化を進めます場合に、インターネットセキュリティーの一つとして、本人の成り済ましあるいは改ざんというものが有り得るわけございませうので、これを防ぐには私どもの公的個人認証システムはどうしても必要だということで、今回あわせて法案を出させていたでございませうが、先ほど来申し上げてございませうように、その前に、公的個人認証システムが稼働する前に既にシステム開発に掛かり、いろいろオンライン法案が通ればオンライン化ができるものが出てくるわけございませうして、それはそれぞれの省庁の中で安全性をどのように担保するか、これはそちらの方でシステムを作ってもら以外にないと思っんですね。

ですから、例えば民間の認証局を使うとか、ID、パスワードを使うとか、そういうレベルでのセキュリティーでいいものに限ってシステムが動くということもこれは考えられるわけです。しかし、私どもは究極の意味で、個人情報をきちんと本人に成り済まされないように保護して情報を行政機関に送るとすれば、是非ともこの公的個人認証システムが必要だと思っておりますけれども、それは今直ちには間に合わないということでございます。

○辻泰弘君 今のポイントは大事なところで、やはりしっかりと安全性と信頼性を確保する上で本人確認の分、大事なことだと思いますので、二月、三月までにひとつ考えをまとめておいていただくことで、それを多とすることにいたしますけれども、大事なポイントだと思うので、是非よろしく願いいたします。

それで、もう一つの整備法案についてお伺いしたいと思います。

今時の整備法に関連してということになります、今回のオンライン化法案の対象には国会と裁判所が入らないということになっているようでございますが、同法案が対象とする公的機関の領域というものを明示していただけますでしょうか。

○政府参考人（大野慎一君） オンライン化の関係の法案の二条でございますが、ここで行政機関等の範囲というものを定めているわけでございますが、各府省、それから行政委員会、委員会ですね、庁、会計検査院、人事院等の国の行政機関はもとよりでございますが、それから議会を除く地方公共団体又はその機関、それから独立行政法人、さらに、政令で定めませんが、特殊法人なり認可法人、それからいわゆる指定法人と、こういったものが行政機関等の範囲に入っているわけでございます。

○辻泰弘君 そのように国会、裁判所が適用外であるということに伴って、今時の今回の整備法案では財政法の改正ということにもつながっているわけでございます。財政法は言うまでもなく国の予算、財政の基本法でございますけれども、時間もないのであれですけれども、今回の改正というのは、財政法に対して今回の法律が掛かるのを除外して、そして新たに財政法独自の規定を設けて同等のシステムを作るというふうに理解してよろしいですか。

○政府参考人（杉本和行君） 委員おっしゃるとおりでございます。財政法、会計法というものは国の予算編成手続、予算執行手続を規定しているものでございますが、これらについては国会、裁判所を含めた全省庁について統一的な手続が必要だと考えております。

今、御説明ございましたように、オンライン法におきましては国会、裁判所が除かれておりますので、こうした国会、裁判所を含めたところで予算編成執行事務の電子化を図ることから、財政法及び会計法にこのオンライン法と同趣旨の規定を置くことにより



まして、予算編成手続、それから予算執行手続の電子化を同様に行うということを考えております。

○辻泰弘君 この財政法は、衆議院議長、参議院議長、最高裁長官、会計検査院長、また内閣総理大臣、各省大臣による毎会計年度における歳出、歳入等の見積りに関する書類の作成と財務大臣への送付、概算要求ということになると思いますが、また歳出決算報告書及び歳入決算明細書作成と財務大臣への送付、決算ということになると思いますが、これを規定しているわけでございます。

今回の財政法の改正によって、これらの規定に基づく事務作業に実際にどのような変化が起こるということになるのでしょうか。

○政府参考人（杉本和行君） 予算、決算につきましても電子化が行われることになりまますので、例えば今書面で行われております予算要求書、これが電子化される、それから予算の配賦、これ予算の配賦もペーパーレス化する、それから予算の支払計画等のやり取り、財政当局と各省庁との間のやり取りも今書面で行われておりますが、これがペーパーレス化する、さらに決算書についても決算報告書等のやり取りがペーパーレス化すると、こういうことがございまして、予算の編成、配賦、執行、決算、これらの手続について大幅な事務の合理化、それから行政の効率化、行政手続の効率化が図られるものと考えております。

○辻泰弘君 公的個人認証法案についてお伺いしたいと思います。

公的個人認証法案では電子証明書の有効期間は発行の日から起算して三年とされているわけでございますが、ICカードには有効期限が示されるわけではございませんので、期限切れを認識しないがゆえのトラブルというものの発生が予想されると思うわけでございます。そうしたトラブルの防止のために期限切れを知らせるための事前通知というものが必要となるのではないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○政府参考人（大野慎一君） 御指摘のように、電子証明書の発行をいたしました後、有効期間は三年ということでございまして、引き続きサービスを利用されるということになりますれば有効期間が経過する前に更新手続をしていただく必要がございますので、更新を利用者の方、国民の方々が失念しないための工夫につきまして、あらかじめ発行する場合にうまい工夫をするというふうなことで、周知方法につきましては十分検討してまいりたいと思っております。

○辻泰弘君 同じく公的個人認証法案では、電子証明書の発行記録の保存について発行した日から政令で定める期間保存しなければならないと規定されているわけですが、どのく

らの期間を想定されているでしょうか。

○政府参考人（大野慎一君） この電子証明書の発行記録をなぜ保存するかというのは、後日様々な手続に使うわけでございますので紛争が生じてはいけないと、こういった紛争が生じた場合の証拠などに活用するということでございますので、一定の期間ではございますが、この証明書は三年間有効でありますけれども、三年間有効期間があって、その満了の日から十年間と、こういうふうなことを考えておまして、政令でそういった期間にいたしたいと思っております。

○辻泰弘君 最後の質問になると思いますけれども、電子署名を利用したオンラインによる申請、届出の際に、秘密かぎを使用するための暗証番号入力というものが想定されているわけでございます。

この暗証番号はどのような番号を用いるお考えか。一つという説もあり、二つという説もあったり、四けた、六けた、英字入りとかいろいろ言われているようでございますが、どういうものを考えられているか、そしていつごろに一つの方向性を出されるのか、お伺いしたいと思います。

○政府参考人（大野慎一君） いずれにいたしましても、この秘密かぎなり、先ほど来申し上げております電子証明書、これはＩＣカードに収めるということを想定しておまして、あくまでも利用者本人の方のものでありますので、御本人が任意のパスワードを作るということになるわけですが、文字数でいえば四文字がいいのか六文字のいいのか、それから数字だけじゃなくてアルファベットも使う、こんなこといろいろありますが、いずれにいたしましても、ここは安全性、セキュリティーと利用者が使い勝手がいいかというこのバランスでありますので、具体的に今後検討してまいりたいと思っております。

○委員長（山崎力君） よろしいですか。

辻泰弘君、時間ですので終わってください。

○辻泰弘君 以上で終わります。